いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市情報公開・個人情報保護審査会 会長 伊 藤 裕

コンビニエンスストアにおける証明書等交付の実施に伴う通信回線による電子計 算機の結合について(答申)

いなべ市個人情報保護条例(平成 16 年いなべ市条例第 25 号)第9条第2項に基づく平成 25 年 5 月 2 日付けい市民第 11 号による諮問については、下記のとおり答申する。

記

第1 審査会の意見

実施機関がコンビニエンスストアにおける証明書等の交付を実施するのに伴い、個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で通信回線による電子計算機の結合をすることについては、必要かつ適切と認められ、個人情報について必要な保護措置が講じられているものと認められると判断する。

- 第2 事務の執行上の必要性及び個人情報についての必要な保護措置に関する実施機関の説明
 - 1 コンビニエンスストアにおける証明書等の交付に係る事務及び証明書等の種類について 証明書等の交付に係る事務及び証明書等の種類は、次に掲げるとおりである。
 - (1) 住民基本台帳に関する事務 住民票及び戸籍の附票の写し
 - (2) 印鑑登録に関する事務 印鑑登録証明書
 - (3) 戸籍に関する事務 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書
 - (4) 市税の納税及び課税に係る証明に関する事務 納税証明書及び所得課税証明書
 - 2 コンビニエンスストアにおける証明書等の交付の必要性について

現在は、市役所4庁舎の窓口において、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間に証明書等の交付を行っている。

実施機関が保有する個人情報を処理する電子計算機を通信回線により財団法人地方自治情報センター(東京都千代田区)が運営する証明書交付センターの広域交付サーバを経由して国内のコンビニエンスストア(証明書の交付を行うことができるものに限られる。)に設置されたキオスク端末と結合することにより、全国のコンビニエンスストアにおいて住民基本台帳カードを利用して住民票等の写し、印鑑証明書等の交付が受けられる。コンビニエンスストアにおける証明書等の交付は、平成25年4月1日現在において63の市町村等において導入されており、提供される証明書の種類は住民票の写し、印鑑証明、税に関する証明、

戸籍に関する証明及び戸籍の附票の写しとなっている。ただし、市町村によっては提供されていない証明書等もある。

コンビニエンスストアにおける証明書等の交付は、市役所の閉庁日及び業務時間以外の時間帯であっても可能であり、交付を受けられるコンビニエンスストアを運営する事業者は平成 25 年4月1日現在において2社であるが今後さらに1社の参入が予定されている。市外で就労し、又は通学する者、業務時間中に来庁することが困難な者であっても、勤務先等の近くのコンビニエンスストアの店頭、夜間においても証明書等交付を受けることが可能となる。

また、コンビニエンスストアのキオスク端末の設置及び維持管理は、コンビニエンスストアが負担することとなるため、休日夜間に無人で証明等を発行することができる自動交付機を設置する場合と比較して、設置及び維持管理に要する費用に関しては、大幅な削減が可能となっている。

よって、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付を実施することにより、住民の利便性の向上、市役所における窓口対応の負担軽減及び維持管理費用の低減を図ることが可能である。

なお、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付に係る交付手数料については、先行する市町村の例に倣い、市役所窓口での交付手数料より減額する方針であり、この点でもわずかながら市民の負担は軽減される(手数料に関する条例を改正する必要がある。)。

3 個人情報に係る必要な保護措置について

(1) 通信の安全性の確保

実施機関が保有する個人情報を処理する電子計算機と証明書交付センターとの接続には、行政機関内に限定されたネットワークシステムとして既に利用されているLGWAN(総合行政ネットワーク)回線が使用され、証明書交付センターとコンビニエンスストアに設置されたキオスク端末の接続には、第三者からのアクセスを排除するため、閉域性が確保された専用回線が使用されている。さらに、通信時における個人情報を含むデータについても全て暗号化される。

(2) キオスク端末における安全性の確保

証明書交付センター及びコンビニエンスストアに設置されたキオスク端末は、証明書等のデータを保持せず、証明書等の交付後(印刷後)は、送信した証明書等データは、全て消去されるシステムとなっている。

(3) コンビニエンスストアにおける証明書等交付時の安全性の確保

コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末では、画面上に表示される案内に従って操作することとなり、画面や音声による住基カード、証明書等の取り忘れ防止対策が実施されている。また、コンビニエンスストアの従業員等は、交付を受けようとする者に対し、交付機の操作等をしない取り決めになっている。

- 4 コンビニエンスストアにおける証明書等の交付手順について 証明書等の交付手順は、次に掲げるとおりである。
 - (1) 住民基本台帳カードの認証
 - (2) 証明書種別の選択及び暗証番号の入力

- (3) 記載項目及び部数の入力
- (4) 手数料の支払い及び証明書の発行

なお、暗証番号は、証明書の種別ごとに設定可能であり、戸籍については、2つのパスワードを設定することとなっている。

- 5 交付された証明書等の原本性等の確保措置(証明書等の偽造及び改ざん防止策)について コンビニエンスストアに設置されたキオスク端末から交付される証明書等には、次に掲げ る偽造及び改ざん防止策が施されている。
 - (1) コピー防止(けん制文字) 印刷 証明書等を複写すると複写物には「複写」という牽制文字が浮き上がる印刷が施されている
 - (2) スクランブル画像の印刷

証明書等のデータに暗号処理を施し、生成したスクランブル画像が証明書等の裏面に印刷されており、証明書復号画像表示システムにより暗号を解除した画像を見ることができるため、証明書等の表面と見比べることにより、内容が改ざんされていないかを確認することができる。

(3) 偽造防止検出画像の印刷

証明書等の裏面に偽造防止のために印刷されている画像で、目視で確認できる画像(可視画像)に加えて、可視画像の中に特殊な画像確認器具を用いないと確認できない画像(潜像画像)が印刷されている。コピーした証明書等の偽造防止検出画像には潜像画像が欠落しているため、その証明書等が偽造されたものかどうかを確認することができる。

第3 結語

以上によれば、現時点におけるコンビニエンスストアにおける証明書等の交付の必要性の判断は困難な問題であるものの、証明書等の発行事務については、市民のライフスタイルの変化に伴い、多様な方法が求められつつあることから、今後は必要性が増加する可能性は高く、導入することにより市民の利便性は向上するものと考えられる。また、そこで取り扱われる個人情報については、現時点において妥当と思われる保護措置が講じられているものと認められる。したがって、実施機関が個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で通信回線による電子計算機の結合をすることについては、必要かつ適切と認められ、個人情報について必要な保護措置が講じられているものと認められると判断する。

なお、当審査会の意見は、第1に掲げるとおりであるが、審議の過程では、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスを利用するために必要となる住民基本台帳カードの現在の普及率の低さから、その必要性を疑問視する意見も述べられた。したがって、利便性の追求等から拙速に陥ることのないよう求めるものである。